

第9 動力消防ポンプ設備

1 設置場所◆

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の直近（おおむね3m以内）で、かつ、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

2 性能

政令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和61年自治省令第24号）の別表（第9-1表）に規定する規格放水性能時における規格放水量以上であること。

3 水源◆

水源は、政令第20条第4項の規定によるほか、次によること。

(1) 有効水源水量

- ア 地盤面下に設けられている水源の場合は、地盤面の高さから4.5m以内の水源を有効水量とすること。
- イ 他の消防用設備等の水源とは併用しないこと。

(2) 有効水源水量の確保

- 投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットの大きさは、原則として縦50cm以上・横100cm以上・深さ30cm以上とすること。

4 採水口

使用上、点検上有効な空間として、水平方向外縁部（消防用設備等の送水口、採水口（付属設備を含む）が、連続して設けられる場合、その両端部分）から25cmの幅を含む前面空間を確保することとし、動力消防ポンプが常置されている場所から当該空間に至る敷地内通路を、前面空間と同じ幅で設けること。（第3章第2節第3「スプリンクラー設備」、「技術基準」、1、（10）、（オ）第3-7-2図参照）

また、前面空間及び敷地内通路には、消防活動の支障となる物件を置かないこと。（数値に関して◆）

5 器具◆

- （1）吸管は、前3、（1）に定める水源を有効に使用できる長さのものを設けること。
- （2）ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるもので、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数以上を設けること。

第9-1表

ポンプの級別	放水性能			
	規格放水性能		高圧放水性能	
	規格放水圧力 (MPa)	規格放水量 (m³/min)	高圧放水圧力 (MPa)	高圧放水量 (m³/min)
A-1	0.85	2.8以上	1.4 (直列並列切換え型のポンプは、1.7)	2.0 (直列並列切換え型のポンプは、1.4)以上
A-2	0.85	2.0以上	1.4 (直列並列切換え型のポンプは、1.7)	1.4 (直列並列切換え型のポンプは、1.0)以上
B-1	0.85	1.5以上	1.4	0.9以上
B-2	0.7	1.0以上	1.0	0.6以上
B-3	0.55	0.5以上	0.8	0.25以上
C-1	0.5	0.35以上	0.7	0.18以上
C-2	0.4	0.2以上	0.55	0.1以上
D-1	0.3	0.13以上		
D-2	0.25	0.05以上		